

## 事務局長表彰実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪広域環境施設組合職員表彰規則（平成27年規則第32号。以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、規則第3条により準用する規則第2条第1号から第5号に該当するものに対して行う表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (基準日)

第2条 この要綱における「基準日」とは、事務局長表彰が行われる年度の10月1日とする。

### (表彰の対象者)

第3条 表彰は、次の各号の単位で行う。

- (1) 基準日以前1年間に当組合に在籍する職員（構成市から派遣されている職員及び再任用職員を含む）
- (2) 前号の職員で構成されるグループ
- (3) 課及び工場

### (表彰の種類)

第4条 表彰の種類は次の各号によるものとする。

- (1) 優良賞は、職員又はグループの行為が、規則第1号、第2号又は第5号（勤務時間内又は職場内での行為に限る）の表彰事由に該当する場合とする。
- (2) 特別賞は、職員又はグループの行為が規則第3号、第4号又は第5号（前項の規定により優良賞を授与される場合を除く）の表彰事由に該当する場合とする。
- (3) 努力職場賞は、長年にわたる課又は工場全体の行為が、前条各号の表彰事由のいずれかに該当する場合とする。

### (表彰の時期)

第5条 優良賞に係る表彰は、毎年事務局長が一定の期日を定めて行うものとする。

2 特別賞及び努力職場賞に係る表彰は、随時、これを行うものとする。

### (表彰の方法)

第6条 表彰は、事務局長が表彰状を授与して行い、副賞として賞金又は賞品を添えることができる。

### (表彰の欠格)

第7条 優良賞においては、基準日以前1年間及び表彰日までの間に別に定める欠格事由に該当する職員に対しては、表彰を行わない。ただし、グループとして推薦された場合においては、その限りではない。

2 特別賞においては、表彰事由の対象となる行為のあった日以前1年間及び表彰日までの間に前項に規定する欠格事由に該当する職員に対しては、表彰を行わない。ただし、グループとして推薦された

場合においては、その限りではない。

(表彰の効果)

第8条 総務課長は、優良賞を受賞した職員に対し、職務遂行上の業績として当組合が実施する人事考課制度へ反映させることができる。

2 人事考課制度への反映に関して必要な事項は、別に定める。

(表彰審査委員会)

第9条 第4条に規定する表彰の可否を決定するため、大阪広域環境施設組合表彰審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置等に関して必要な事項は、別に定める。

(施行細則)

第10条 この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。